

## (仮称) 貝塚市手話言語条例(素案)の概要等について

### 1 条例制定の背景

○手話は、手指や体、表情等で視覚的に表現する言語で、ろう者(※1)の中で生まれ大切に育み受け継がれてきました。しかし、明治13年(1880年)にミラノで開催された聴覚障害教育国際会議で、聴覚に障害のある者のための教育プログラムのなかで、手話の使用の排除等につながった決議がなされました。わが国においても、ろう学校では唇の動きを見ることで話の内容を読み取り、口の形を真似て声を出す口話法による教育が中心となるなど、手話は言語として尊重されない扱いを受けてきました。そのため、長い間ろう者は、様々な場面で不便や不安を感じながら生活せざるを得ませんでした。

(※1) ろう者とは、手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障害者をいいます。

○平成18年(2006年)の国連障害者権利条約でようやく、言語に「手話等の非音声言語」を含むことが明記され、わが国でも、平成23年(2011年)に障害者基本法に「言語(手話を含む。)」と規定されました。

○本市は、手話が言語であることを認識し、手話への理解の輪を広げ、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく安心して暮らすことができるまちを目指し、条例の制定を進めることとしました。なお、条例の素案は、平成29年4月に設置した、「貝塚市手話言語条例策定委員会(障害当事者をはじめ、人権擁護、福祉、教育関係者によって構成。)」において、貝塚市における手話言語に係る条例や取組みの方向性を検討し、取りまとめられた意見をふまえて策定しました

### 2 条例(素案)の概要

#### ○目的

全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的としています。

#### ○基本理念

手話により意思疎通を図ることは、ろう者の権利であり、その権利を尊重することを基本として手話の普及を行うこととしています。

#### ○市の責務

手話の理解及び普及を図り、ろう者が手話を使用しやすい環境にするための施策の推進に努めます。

#### ○市民及び事業者の役割

市民及び事業者は基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めます。

#### ○施策の推進

- ・手話言語にかかる具体的な施策の推進方針を定めて、計画的に実施していきます。
- ・施策の実施状況の点検を行い必要な見直しを行います。

○手話を学ぶ機会の確保

- ・市は、市民が手話を学ぶ機会の確保を図ります
- ・市は、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行います。

○条例の施行日

平成 30 年 4 月 1 日